

課長	班長	班員			

様式第5号(第6条関係)

特環の場合(農集の場合は「農業集落排水事業」となる)

要注意!

排水設備等計画確認申請書

令和 年 月 日

山元町公営企業管理者 山元町長 殿

特環の場合(農集の場合は「山元町地域下水処理場条例」となる)
農集地区:磯・上平(一部特環地区あり)

山元町下水道条例第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申請者	住所						
	氏名						
設置場所							
使用者名							
申請区分	新設	増設	改造	浄化槽切替			
使用状況	排水人口	人	利用戸数	戸	床面積	m ²	
施設状況	建物の種別			建物の用途			
着手予定日	令和 年 月 日		完成予定日	令和 年 月 日			
融資制度	<input type="checkbox"/> 利用する • <input type="checkbox"/> 利用しない						
責任技術者	氏名	<input type="checkbox"/> 登録番号 第 号					
他人使用者の同意する場合はそのまま記入	家屋所有者 承諾	住所					
		氏名	<input type="checkbox"/> 電話				
	土地所有者 承諾	住所					
		氏名	<input type="checkbox"/> 電話				
排水設備所有者承諾	住所						
	氏名	<input type="checkbox"/> 電話					
委任状	上記排水設備等工事に関する申請手続きの一切を委任します。						
委任者 住所							
氏名	<input type="checkbox"/> 電話						
受任者 住所							
氏名	<input type="checkbox"/> 電話						
公認業者指定番号						号	

備考 正1通 副1通を提出すること。

*新設⇒新たにあるいは、既存の排水設備の全部を取り壊して、排水設備を設置することをいいます。

*増設⇒既にある排水設備に追加して排水設備を設置することをいいます。

*改造⇒基本的には汲み取り便所を水洗便所に改造する工事及びこれと同時に排水設備工事をいいますが、排水設備の一部を取り壊し、新たに排水設備を設置するときにも適用する。
汲み取り便所を水洗化する場合は、「汲み取り改造」と表記する。

*浄化槽切替⇒浄化槽を廃止し直接放流にする工事に伴う排水設備工事をいいます。

親族(親子)関係であっても承諾は必要。
但し、直接公共幹線に排水設備を接続する場合はこの限りではない。